

## RIM 対 NTP (「BLACKBERRY」) 事件の概要と日本法との関連

Miku H. Mehta\*

事務局(訳)

## I. 序 文

Research in Motion, Limited (RIM) と NTP, Inc. (NTP) 間の特許紛争が、4 年以上にわたる訴訟の末 2006 年 3 月 2 日に解決した。開示された和解の条件によると、特許権者である NTP が 6 億 1,250 万ドルを受取る一方で、製造者である RIM とそのパートナーは事業を続けるために束縛されない自由な権利を持つ<sup>1)</sup>。

大々的に公表されたこのケースには様々な法律の問題が関わっていた。例えばある問題は、訴訟の対象である侵害品または侵害製法の一部が米国の国外にある場合に、米国の特許権をどのようにして適用できるかということに向けられていた。さらに特許の効力に加えて、米国特許商標庁 (USPTO) で係属中の再審査の進行状況と米国裁判所における訴訟との関係は、また別の問題であった。これ以外の法律的な問題には、恒久的差止命令が認められるか否か、侵害素材のユーザーである米国政府が、28 USC §517<sup>2)</sup> に基づき恒久的差止命令から除外されるか否か、また和解契約を拘束力のあるものにするために必要な言語の種類の問題が含まれていた。

本稿は、この特許紛争の手続的経緯の概要と、上述の法律的問題のうちいくつかについて簡単に検討したものである。また、本稿では米国法と日本国法の下での域外適用と特許権付与後の有効性に関する判断について簡単に比較している。

## II. 経 緯

NTP は 2001 年 11 月 13 日、ユーザーが無線ネッ

トワークで電子メールを受取ることができるようにする無線通信ネットワークについての有線の電子メールシステムの統合に向けた数件の特許に関する特許侵害を根拠として、バージニア州東部地区の米国地方裁判所 (「地方裁判所」) に RIM に対する訴状を提出した。具体的に言うと、NTP は RIM のブラックベリー (BLACKBERRY) システム (手持ちサイズのユニット、無線ネットワークおよび関連するソフトウェアを含む) が NTP の特許を侵害すると裁判で主張した。

一例として、米国特許第 5,436,960 号 (「第 960 号特許」) のクレーム 1 は、以下のように述べている。

1. 電子メールシステム中の複数の発信元プロセッサの一つから、電子メールシステム中の複数の発信先プロセッサの少なくとも一つへ、発信される情報を送信するシステムは、以下のものから構成される。

電子メールシステム中の少なくとも一つのゲートウェイスイッチであって少なくとも一つのゲートウェイスイッチの一つは、発信される情報を複数の発信先プロセッサの少なくとも一つへ送信する前に、発信される情報を受信し、発信される情報を保存し、

発信される情報を複数の発信先プロセッサの少なくとも一つへ伝達する少なくとも一つの RF 受信機に発信される情報を送信するための、RF 情報送信ネットワーク、

\* 外国法事務弁護士, Sughrue Mion, PLLC 日本東京事務所

少なくとも一つのインターフェーススイッチであって、少なくとも一つのインターフェーススイッチの一つは少なくとも一つのゲートウェイスイッチの少なくとも一つを RF 情報送信ネットワークに接続し、ゲートウェイスイッチから受信する発信される情報を RF 情報送信ネットワークに送信し、その中で

複数の発信元プロセッサの一つにおいて発信される情報に付加された一つのインターフェーススイッチのアドレスに反応して、一つのゲートウェイスイッチにより、または電子メールシステムにより、発信される情報が一つのインターフェーススイッチに送信され、発信される情報が一つのインターフェーススイッチから、発信元プロセッサにおいて、または電子メールシステムと一つのインターフェーススイッチのいずれかにより付加された発信される情報を受信する複数の発信先プロセッサの少なくとも一つのアドレスをもつ RF 情報送信ネットワークに、送信され、

電子メールシステムは、RF 情報送信ネットワークを使用する送信ではなく、電子メールシステム中の複数の発信元プロセッサの一つから、電子メールシステム中の複数の発信先プロセッサの少なくとも一つに、有線を使って他の発信される情報を送信する。

NTPの提出した一部略式判決を求める申立書に基づき、地方裁判所はクレームの解釈を行ったが、これには「電子メールシステム」、「ゲートウェイスイッチ」、「発信元プロセッサ」、「発信される情報」の意味に関する判断が含まれていた<sup>3)</sup>。クレームの解釈においては、地方裁判所は明細書と出願経緯の点から用語の平易かつ通常の意味を用いた。地方裁判所は例えば、「発信元プロセッサ」に「システムを通じて送信するためのデータを作成する、電子メールシステムの構成要素であるプロセッサの一つ」が含まれると解釈し、「発信される情報」を「電子メールメッセージのメッセージテキスト」と解釈した<sup>4)</sup>。

クレームの解釈を考慮し、地方裁判所はRIMが訴訟対象であるNTPの特許のクレームを侵害

していると判断した<sup>5)</sup>。陪審は裁判で争点となっている各クレームについてRIMによる直接侵害、誘導侵害および寄与侵害であるとし、また侵害が故意であるとの評決を下した<sup>6)</sup>。

損害賠償金の問題については、陪審は妥当なロイヤリティレートが5.7%であるとの評決を下した。陪審は従って、NTPが2,300万ドルの損害賠償金を受け取るようにと裁定した。地方裁判所はその後、損害賠償金3,300万ドル、弁護士費用400万ドル、判決前利益200万ドル、故意を根拠とする損害賠償金の増額分1,400万ドルを陪審の損害賠償金に含めるよう修正し、総額約5,300万ドルの裁定を下した<sup>7)</sup>。

新規性の欠如と自明性を理由に特許のクレームが無効であるとするRIMの主張については、裁判所はその主張が「実質的でない」と判断した<sup>8)</sup>。予審裁判所はさらに恒久的差止命令を下し、CAFCへの控訴を見送り、RIMが告訴対象のブラックベリーシステム、ソフトウェア、携帯装置の製造、使用、輸入および/または販売を続けることを禁じた<sup>9)</sup>。

RIMは地方裁判所の決定を不服とし、連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)に控訴した。RIMはCAFCで、地方裁判所がクレームの限定のいくつかについて誤った解釈を行ったと主張した。例えばクレームの解釈については、RIMはNTPの特許のクレームで述べた「電子メールシステム」が有線のシステムのみ限定され、無線システムを含まないと主張した。RIMはまた、「発信元プロセッサ」にはデータ送信を開始するプロセッサのみが含まれ、ダウンストリームプロセッサは含まれないとも主張した<sup>10)</sup>。

CAFCは当業者が理解する用語の通常の意味の観点から、法律問題として新規に(de novo)クレームを解釈し、当業者が用語の意味を理解する状況の説明を基準として用いた<sup>11)</sup>。CAFCは「電子メールシステム」が無線のシステムを含むという地方裁判所による解釈を支持したが、地方裁判所による「発信元プロセッサ」の解釈を破棄した<sup>12)</sup>。具体的に言うと、CAFCはNTPが請求する「発信元プロセッサ」が三つの別々のプロセッサではな

く一つのプロセッサを指すとの判決を下した<sup>13)</sup>。

域外適用の問題については、CAFCは §271(a) の平易な言葉が、RIMのシステムのような侵害の疑いのあるシステムが米国で使用されており、そのシステムの構成要素が物理的に米国の国境外にある場合に、侵害を除外するものではないとの判決を下した<sup>14)</sup>。具体的に言うと、CAFCは基準が米国内で侵害が発生したか否かではなく、侵害システムの「管理と有益な使用」が米国内で行われたか否かであるとの判決を下した<sup>15)</sup>。結果として、米国とカナダの間で行われたRIMのシステムの使用は、カナダ側における活動についてであっても侵害活動と見なされた<sup>16)</sup>。これに加えてCAFCは、地方裁判所がRIMによる無効の主張を却下したことを支持した<sup>17)</sup>。

CAFCは地方裁判所による「発信元プロセッサ」の誤った解釈により、陪審の評決を破棄すべきか否かを判断させるために事件を地方裁判所に差戻した。CAFCはさらに、差戻した地方裁判所の結果が出るまでRIMに対する恒久的差止命令を無効とした<sup>18)</sup>。この決定を考慮し、RIMは直ちにCAFCによる再審理を申し立てた。

一方では2005年3月16日に、RIMとNTPが4億5,000万ドルで和解することに合意したとの報告がなされた<sup>19)</sup>。この和解は当事者が署名した条件シートに基づいたものである<sup>20)</sup>。しかしながら2005年6月には和解の交渉が行き詰った<sup>21)</sup>。

RIMはCAFCに申立書を提出し、事件は2005年3月の和解により争訟性を失っている (moot) と主張すると共に、合議体法廷での再審理の要求に関する決定を中止し、和解が実際になされたか否かを判断するために事件を直ちに地方裁判所に差戻すようCAFCに要請した。NTPは条件シートが「意見の一致」を表していないため、和解に達していなかったと強く主張し、RIMの申立に異議を唱えた。

上述の手續と平行して、裁判の対象であるすべての特許についてのUSPTOでの再審査が2002年末から2003年中盤の間に開始された (例えば第960号特許の再審査請求は2003年1月30日に申請された)。再審査の手續はすべて2006年3月1日

に一件の手續に統合され、2006年4月時点で統合手續におけるファイナルオフィスアクションは未決であった。

CAFCは事件を再び審理し、2005年8月2日に修正意見を出した。この意見の中でCAFCは、35 USC § 271の分析を修正し、2004年12月14日の先行意見を取下げた。具体的に言うと、CAFCはその後、§ 271(a)の下で特許がどれだけ米国で実施されていないかを検討した<sup>22)</sup>。

CAFCは、特許発明の一部が侵害行為と同じ場所がないケースについては、法律の言回しからも「米国内で」が直接侵害に限定しているか否かが完全に明白なわけではないと述べた<sup>23)</sup>。裁判所は構成要素を米国外に置くことが、§271(a)の下での侵害を必ずしも除外するものではないと判断した。裁判所はさらに、分析が侵害行為の種類とクレームに左右されると述べた<sup>24)</sup>。例えばシステムのクレームの場合、該当する特許の使用場所は「システム全体が使用されている場所、すなわちシステムの管理が行われ、システムの有益な使用が得られる場所」である<sup>25)</sup>。方法のクレームについては、CAFCは各段階が米国内で実施されなければならない限り、製法は§271(a)で要求されるように米国『内』で使用できないとの判決を下した<sup>26)</sup>。販売、販売の申入れ、方法については、CAFCは「他方当事者による支払と引換えに、方法のクレームの段階を実施する一方の当事者のみによって、どの財産が移転されるかを予見するのは難しい」と説明した<sup>27)</sup>。

CAFCによる35 USC § 271(a)の分析を考慮し、RIMは方法のクレームの侵害を回避したが、システムのクレーム侵害は回避できなかった。CAFCは「米国内にいるRIMの顧客が情報の送信を管理しており、結果として生ずる情報交換から恩恵を受けた」との判決を下した<sup>28)</sup>。

§ 271(f)については (すなわち特許を侵害するように、米国の国外から特許の構成要素を供給することによる間接侵害)、米国の顧客に製品を供給することは、もし全体が米国内で実施されていれば侵害となる製品にこうした顧客が方法を実施

するよう計画していたとしても、条項に該当しないと裁判所は判断した<sup>29)</sup>。§271(g)については(すなわちクレーム対象の製法により海外で製造された製品の輸入)、CAFCは輸入の要件が法律の条文に適用されるとの判決を下した。その結果、§271(g)は情報送信の方法特許の侵害の成立に用いることができなかった<sup>30)</sup>。

2005年8月5日のCAFCの決定を考慮し、事件は地方裁判所に差戻された。もっとも、RIMはその後、この事件をCAFCの合議体法廷で再審理するよう要請し、CAFCによる方法のクレームとシステムのクレームの区別が、実際の特許発明の性質を考慮していないために不当であると主張した。RIMはまた、クレーム中で列挙された構成要素や行為のいくつかが米国外にある場合、特許発明の「使用」が「米国内で」行われる可能性があることにも同意しなかった。NTPはRIMによる再審理の要請に異議を唱え、RIMの要請が時間稼ぎの戦略であると主張した。

これに加えて、RIMの申立を支持する様々な第三者が法定助言者の意見書(アミカス・ブリーフ)を提出した。例えばMicrosoftは、CAFCによるNTPの決定が域外適用に関する別の決定と矛盾すると主張した。カナダ政府も意見書を提出し、合議体による再審理の申請を支持した。カナダは例えば、米国法が異国の地でなされる活動を制限するよう解釈される範囲を決める際に検討されるべき礼譲や国際法を、陪審の意見が検討していないと主張した。カナダ商業会議所はCAFCの決定が、システムのクレームと製法のクレームの間に不自然な区別を設けたと主張した。

2005年10月、CAFCは合議体による再審理を求めたRIMの申立を却下し、従って事件は地方裁判所の管轄に差戻された<sup>31)</sup>。米国政府はその直後に司法省を通じて意見書を地方裁判所に提出し、28 USC §517の下では連邦政府は特許発明の使用を禁ずることができないと主張した。米国政府はさらに、差止命令が交付されても米国政府の職員が継続してブラックベリーを使用することを認めるよう地方裁判所に請願した。米国政府はブラックベリーのどのユーザーが使用を継続できる

かをRIMが判断する手助けとなるよう、機器とユーザーのリストを作成することを提案した。RIMはさらに、最高裁判所に対するRIMの要請が検討されるまで今後の手続を延期する要請書をCAFCと最高裁判所に提出したが、両方とも2005年10月21日と26日にそれぞれ却下された<sup>32)</sup>。

2005年11月10日、RIMはUSPTOにおけるNTPの特許の再審査が未決であることと、2005年3月の実施可能な和解を考慮して、差止命令による救済を見送るよう求めた申請書を地方裁判所に提出した。しかしながら2005年11月30日、地方裁判所は和解が実施不能であると判断し、差止命令による救済を見送るよう求めたRIMの申請を却下した<sup>33)</sup>。未決の再審査については、地方裁判所は再審査の判断を待たないとの判決を下した<sup>34)</sup>。

2005年12月19日、RIMは域外適用の問題を根拠とし、2005年8月2日付のCAFCによる決定を不服として最高裁判所に上告した。具体的に言うと、RIMは「管理と有益な使用」というCAFCの基準が実施不能なものであるため、CAFCによる域外適用の区分が不適切であると主張した。しかしながら最高裁判所は2006年1月23日にRIMの上告を審理することを拒絶し、移送命令書を却下した<sup>35)</sup>。

地方裁判所の求めに従い、両者は差止命令による救済の審理について2006年1月17日に初回準備書面を、2006年2月1日に応答書を提出した。書面の中でRIMは、損害賠償金についての陪審の決定には新たな審理が必要であり、故意侵害の裁定はKnorr - Bremseの決定を考慮して破棄されるべきであると主張した。RIMはさらに、RIMの新製品を考慮すると差止命令に議論の余地があり、RIMのシステムが「継続的かつ途切れなく利用可能であること」により公共の利益の要求が最善に満たされるものだと主張した。RIMはまた、USPTOの手続において特許の効力が間もなく判断されるとも主張した。

2006年2月24日、差止命令による救済に関して地方裁判所の審理が行われた。審理の間、地方裁判所は当事者に和解するよう強く促した。

3月2日、NTPとRIMはこの特許侵害紛争について和解したと公表した。和解の内容にはRIMが引続きクレーム対象の発明を実施できることと引換えに、RIMがNTPに6億1,250万ドル支払うことが含まれていた<sup>36)</sup>。公表された和解の条件の中では、この損害賠償金がUSPTOで現在行われている特許の再審査の結果により変更されるか否かについては開示されなかった。

2006年4月時点では、この紛争におけるNTPの特許はまだUSPTOにおける再審査の過程にあった<sup>37)</sup>。当事者がUSPTOの再審査を当事者間で和解することはできないため、特許の効力を判断するUSPTOの最終処理まで手続は継続するはずである。NTPの特許すべてについて再審査の最終処理が終わるのにどれぐらい長くなるかは不明である。さらに和解の条件も公開されていないため、特許が再審査の過程で失敗した場合にNTPが和解金の一部を返却しなければならないか否かについては明らかではない。

### Ⅲ. 日本法のある側面との比較

ブラックベリー紛争においては、RIMシステムのある部分の域外性によっても、35 USC § 271(a)の下では方法ではなくシステムに向けた特許の場合に、侵害が存在したと裁判所が判断するのを妨げられなかった。さらにこの最終的判断は、USPTOで再審査手続が進行中であったにもかかわらず下された。換言すれば、裁判所はUSPTOによる手続の結果を待つつもりがなかったということであり、自らの有効性の判断を信頼したということである。RIMはその結果、特許が再審査の過程で認められないことになればNTPの特許が取下げられた可能性があったにもかかわらず、和解した。

#### A. 域外適用

上記で検討した通り、CAFCは35 USC § 271(a)について、方法のクレームの各段階が米国内で実施されるよう求めているものの、システムのクレームの場合は「管理と有益な使用」が米国内にあ

る限り、その一部が米国外にあってもよいと解釈した。CAFCはさらに、カナダにおける侵害活動が有形の製品に向けられたものではなく、主として段階に向けたものであるため、35 USC § 271(f)は方法のクレームについては無関係であるとの判決を下した(システムのクレームは§ 271(a)の下で侵害しているかを判断されるため、§ 271(f)の下では注目されなかった)。§ 271(g)については、CAFCは無線信号による電子メールの送信が特許製法による製品の「製造」と同じではないとし、§ 271(g)は無関係であるとの判決を下した。

日本特許法においては、現行の特許法第2条3項(2006年4月時点)は「実施」に以下の行為が含まれると定義している。

一 物の発明にあっては、その物を生産し、使用し、譲渡し...若しくは輸入し、又はその譲渡...の申出をする行為

...

三 物を生産する方法の発明にあっては、その方法により生産した物を使用し、譲渡し...若しくは輸入し、又はその譲渡...の申出をする行為

さらに現行の日本特許法第68条の下では、一切のクレームの要件が訴訟の対象の製品または製法の中に見られることを総合的に求める「オール・エレメント・ルール」が、一定の状況の下では抑制される可能性もある。具体的に言うと、東京地方裁判所はクレームの製法すべてが「日本国内で」実施されており、侵害の容疑者が第三者を「ツール」として利用している場合、「オール・エレメント・ルール」は回避できるとの判決を下した<sup>38)</sup>。

もっとも、日本特許法は「輸出」の制限について直接述べてはいない<sup>39)</sup>。上述の説明を考慮すると、米国法(すなわちRIM対NTP事件)と日本法(すなわち第2条3項と「実施」の要件)は製法のクレームに関する侵害行為が国内で行われることを同様に要件としている。もっともRIM対NTP事件では、「管理と有益な使用」が米国内に

あれば域外の行為がシステムのクレームの侵害となる可能性がある」と判断した一方で、日本法はそのような例外を設けていない。

日本特許法は第101条で侵害を以下のように定義している<sup>40)</sup>。

次に掲げる行為は、当該特許権...を侵害するものとみなす。

一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産...若しくは輸入...をする行為

二 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産...若しくは輸入...をする行為<sup>41)</sup>

上述の法律に「輸出」という用語は現れていない。本稿の執筆時の調査によっても、日本の裁判所が礼譲の原則に矛盾する方法で判断した事例を発見できなかった。

例えば、第三者が日本国外で訴訟対象製品を含む構成要素を組み合わせて製造された製品が日本に輸入された場合、直接侵害を発見することはできるだろう。さらに、上記の「実施」の定義によれば、日本国外での行為ではなく日本国内での行為を根拠とする侵害があったとの合理的な主張もある。上述のことを考慮すると、米国特許についてNTP事件で起こったように、日本の裁判所が日本国外での侵害行為を日本特許のシステムのクレームを侵害するものと見なすのはいつなのか、不明である。

## B. 効力：裁判所対特許庁

再審査については、NTP事件では裁判所がUSPTOによる再審査の過程の結論を待たず、RIMが地方裁判所レベルで明確かつ説得力のある無効の証拠を提出できなかったとして、特許が有

効であると認めた。結果的に、問題のNTPの特許のクレームのうち一部または全部がUSPTOの再審査で失敗する可能性はまだ残っており、USPTOの再審査により最終的に認められなかった特許のクレームに対し、RIMが巨額の和解金を支払うという異常な事態を生み出すかもしれない。

これとは対照的に、日本国最高裁判所がTexas Instruments 対富士通事件において下した判決によると<sup>42)</sup>、特許の無効が日本国特許庁の管轄権内にある可能性はある。もっともこの事件の判決によれば、裁判所が特許を「明らかに無効」とする可能性が非常に高い場合、（日本国特許庁の最終決定まで中止を求めることなく）特許権は無効とされる可能性がある。この場合、裁判所は特許権の行使を否定するかもしれない<sup>43)</sup>。このケースでは日本国最高裁判所は、最終判断前に利益を得られることを特許権者に認め、侵害の被疑者に不合理な損失を課すのは、衡平法の問題として不公平であろうと述べた<sup>44)</sup>。

日本国最高裁判所はまた、司法経済という理由と特許法第168条2項を引用した。ここでは無効の可能性が非常に高い場合でも、「特別の事情」が存在しない限り訴訟は中断してはならないと述べている<sup>45)</sup>。

日本国特許法は2005年、裁判所が特許を無効とする制定法上の根拠について改正された。条文は以下の通りである。

一 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない。

二 前項の規定による攻撃又は防御の方法については、これが審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる<sup>46)</sup>。

上述の結果、日本の裁判所は、必ずしも特許庁による無効の判断を待つ必要はない。もっとも、

日本国特許法のこの部分やTexas Instruments 対富士通事件が、NTP事件に類似する状況（すなわち、訴訟が係属中であるのにUSPTOが再審査においてクレームのすべてを拒絶しているような場合）においても、裁判所が特許庁の判断を待たずに侵害の判断をしてよい、ということを含むのか否かは明白ではない。

(注)

- 1) RIMのプレスリリース (<http://www.rim.net/news/press/2006> (2006年3月3日))
- 2) 28 USC §517は「司法長官は州裁判所に係属中の訴訟において米国の利益保護に精力を注がせるために、またはそれ以外の米国の利益保護に精力を注がせるために、司法省の職員をあらゆる州に派遣することができる」と規定する
- 3) NTP, Inc.対Research in Motion, Ltd.事件, 261 F. Supp 2d 423 (E.D. Va., 2002)
- 4) 同上, 435 - 439
- 5) 同上, 439, NTP, Inc. 対Research in Motion, Ltd. 事件, 2003 U.S. Dist. LEXIS 26837, \*1-4 (E.D. Va. 2003)
- 6) 同上, \*11-16
- 7) 同上, NTP, Inc.対Research in Motion, Ltd.事件, 2003 U.S. Dist. LEXIS 26837, \*1-4 (E.D. Va. 2003)
- 8) NTP, Inc.対Research in Motion, Ltd.事件, 270 F.Supp. 2d 751, 759 (E.D. Va. 2003)
- 9) 同上
- 10) NTP, Inc.対Research in Motion, Ltd.事件, 392 F.3d 1336 (Fed. Cir. 2004) (取下げ)
- 11) 同上, 1345
- 12) 同上, 1345 - 1356
- 13) 同上, 1356
- 14) 同上, 1367
- 15) 同上, 1367 - 1370
- 16) 同上, 1370
- 17) 同上, 1370 - 1371
- 18) 同上, 1371
- 19) RIMのプレスリリース (<http://www.rim.net/news/press/2006> (2005年3月16日))
- 20) 同上
- 21) RIMのプレスリリース (<http://www.rim.net/news/press/2006> (2005年6月9日))
- 22) NTP, Inc.対Research in Motion, Ltd.事件, 418 F.3d 1282, 1290-91, 1325 (Fed. Cir. 2005)
- 23) 同上, 1312 - 1313
- 24) 同上, 1316 - 1324
- 25) 同上, 1316
- 26) 同上, 1316 - 1317
- 27) 同上, 1317 - 1321
- 28) 同上, 1316
- 29) 同上, 1321 - 1322
- 30) 同上, 1322 - 1324
- 31) NTP, Inc.対Research in Motion, Ltd.事件, 2005 U.S. App. LEXIS 23112 (Fed. Cir. 2005)
- 32) RIMのプレスリリース (<http://www.rim.net/news/press/2006> (2005年10月21日および10月26日))
- 33) NTP, Inc.対Research in Motion, Ltd.事件, 397 F. Supp. 2d 785 (E.D. Va. 2005)
- 34) 同上
- 35) Research in Motion, Ltd.対NTP, Inc.事件, 126 S. Ct. 1174 (2006)
- 36) RIMのプレスリリース (<http://www.rim.net/news/press/2006> (2006年3月3日))
- 37) これは一般に利用可能な情報であるUSPTOのオンライン公共特許出願情報検索(PAIR)システムを2006年4月3日に実施したものに基づいている
- 38) 東京地方裁判所, 平成12年(ワ)第20503号, 2001年9月20日判決
- 39) 2006年6月1日に改正された特許法では、「輸出」に関して規定している。
- 40) 上記の通り, 2006年6月1日に改正された特許法では、「輸出」に関して規定している。
- 41) 2002年4月17日の改正を含む改正法律第24号(2002年2月21日に国会に提出, 2002年4月11日に通過, 2002年4月17日に公布, 2003年1月1日に施行)
- 42) Texas Instruments 対富士通事件, 日本国最高裁判所(裁判長: 金谷利廣, 裁判官: 千草秀夫, 元原利文, 奥田昌道)(2000年4月11日)
- 43) 同上
- 44) 同上
- 45) 実務家から著者へのフィードバックによると, 日本の裁判所は現在, 特に東京地方裁判所は訴訟の迅速化をとりわけ重視しているようである。従って一つの可能性としては, 裁判所が特許庁による効力に関する最終判断をおそらく待たないということである
- 46) 日本国特許法第104条の3 (2005年)

(原稿受領日 平成18年4月10日)